

LNG 取引慣行に対する公正取引委員会の調査結果について

化石エネルギー・電力ユニット
ガスグループマネージャー
小林 良和

はじめに

2017 年 6 月 28 日、公正取引委員会（公取）は国際 LNG 市場の取引実態に対する調査結果を発表した。同調査においては、独占禁止法第 40 条に定める「調査のための強制権限」に基づき、国内外の LNG 取引関係事業者 21 社に対する聞き取り調査が行われるなど、現在の LNG 取引に関する契約条件や取引慣行など非常に広範な分野をカバーした内容となっている。

その調査の内容は、既に関係メディア等において広く報じられている通りであり、ここでは詳細には述べないが、現行の LNG 取引における仕向け地制約や利益配分については、少なくとも FOB（Free On Board: 積地渡し）契約に関しては、独占禁止法上問題となる恐れがあること、また買主に一定量の LNG の引き取りを義務付ける Take or Pay 条項に関しても、投資費用の回収が終わってからもその制約を課し続けることは、独占禁止法上問題となる恐れがある、との判断を下したことが、その主な内容となっている。

今回の調査報告書の意義

今回の公取による調査結果は、いくつかの点で、今後の日本の LNG 調達にとって非常に有意義な内容となっている。まず、上述の通り、少なくとも FOB 契約に関しては、現行の LNG 取引における仕向け地の制約や利益配分のあり方が「独占禁止法上問題となるおそれ強い」として、明確にその違法性を指摘した点である。過去にも、EU の競争総局が、欧州のガス市場における取引慣行について同様の判断を示したことがある。しかし、欧州においては、天然ガスが主としてパイプラインによって輸入されているのに対し、日本においては、天然ガスの全量が、パイプラインに比べてより多くのインフラ投資が必要となり、その意味では商品の転売や引き取り量についてもより厳しい条件が求められるとされてきた LNG によって輸入されている。そうした、欧州と日本の市場の構造の違いを踏まえると、今回日本の競争当局である公取が、このような踏み込んだ判断を下したことは画期的といえる。

また、今回の調査が、新規契約や契約更新時にだけでなく、既存の契約に対しても、「再

販売の制限などにつながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要である」としており、既存契約の内容に対しても、競争制限的な取引慣行については見直すことが必要と指摘し、契約内容の再交渉を強く促している点も重要である。一部の報道では、今回の調査が、主として新規契約や更新契約の交渉時における条件の是正に焦点を当てているため、その短期的な影響は限定的であるとの見方が紹介されている。しかし、実際には、調査報告書の結論においては、新規契約や契約更新時における条件の是正と、既存契約の見直しは、並列して記載されており、必ずしも前者のみに焦点を当てているわけではない。今後、日本のいくつかの買主においては、国内の需要変動に対応すべく、既存の長期契約量の一部を海外市場に転売する必要があるとみられている。そうした状況に対し、今回の調査結果は、非合理的な仕向け地の制限に対しては、既存契約における条項に基づくものであっても、これに異を唱えることができる材料を提供している。

さらに、アジアの新興諸国において、今後 LNG 需要が拡大していくことが期待されている中、今回の公取による判断が、他のアジア諸国による LNG 調達に対して及ぼす影響も無視できない。日本と同様に天然ガス供給の殆どを LNG 輸入に依存し、既存の LNG 契約における硬直性に対し、日本と同様の問題意識を共有する韓国や台湾における競争当局も、今回の日本の公取の調査を受け、同様の調査に乗り出す可能性もある。また、今後アジアの中でも高い LNG 需要の伸びが見込まれる中国やインドにおいても、政府の競争当局が、日本の公取と同様の判断を下すようなことがあれば、今回の公取による仕向け地制約や **Take or Pay** 条項に対する判断が、今後アジアの LNG 取引慣行におけるスタンダードとなる可能性もある。

これまでヴェールに包まれていた LNG 取引の実態が、詳しく開示されたという点も、今回の調査における特筆すべき成果の一つといえるかもしれない。今回の調査においては、独占禁止法第 40 条の権限に基づき、公取が、各買主から詳細な LNG 取引に対する情報収集を行ったが、その情報収集の成果が、調査の報告書において詳しくまとめられている。日本の LNG 契約量における上方・下方柔軟性がどの程度あるのか、日本の LNG 契約における FOB 契約と DES 契約がどのような割合にあるのか、**Take or Pay** 条項の有無やその内容、仕向け地条項の有無やその制限の程度など、これまで公の資料では明らかにされてこなかった多くの情報が開示されている点は興味深い。今回の調査報告書は、LNG 取引の今を知る参考資料としても、非常に価値の高いものである。

今回の公取の判断は、世界最大の LNG 買主である日本の行政委員会（国家行政組織法による 3 条機関）の判断であることから、一方的に買主側に有利な内容になっているとの見方もあるかもしれない。しかしながら、調査報告書の本文を子細に読めば、公取が、売主、買主双方の立場を十分に勘案し、現行の取引慣行の違法性の判断に対しても非常に慎重か

つ公平に判断を下している様子がうかがえる。例えば、報告書では、各章の末尾に売主・買主双方の意見がバランスよく紹介されている。また、定量分析についてまとめた章においては、仕向け地条項や Take or Pay 条項の存在と調達価格との間の重回帰分析を行った結果、両者の間には優位な関係がみられなかった（つまり仕向け地条項などがあることによって調達価格が割高になるという客観的な根拠はない）ことなどについても、率直に記載してあるなど、可能な限りバランスのとれた公正な判断に努めようとしている姿勢が見られる。既存の仕向け地条項に対し、即時の撤廃を要求した EU の競争総局の判断に比べれば、既存契約の内容の見直しについては、ある程度契約当事者間の交渉に委ねている点にも、LNG 取引の有する特殊性や売主側の事情への配慮の表れといえるだろう。内外のメディアによる報道においても、今回の公取による判断は「柔軟なアプローチ」、「想定されていた通り」という見方が主であり、その意味においては、過度に買主寄りとの見方は適当ではない。

今後の課題

今後の課題として挙げられるのは、DES (Delivered Ex-Ship: 揚げ地渡し) 契約における仕向け地制約などの取り扱いである。今回の公取による判断では、カーゴの所有権が積地において買主に移転する FOB 契約に関しては、仕向け地制約や利益配分は独占禁止法上問題があるとしているものの、カーゴの所有権が揚げ地において買主に移転する DES 契約に関しては、「直ちに独占禁止法上問題となるものではない」としている。

しかし、例えば仕向け地変更に関しては、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、売主が仕向け地の変更を拒否する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある、また、仕向け地変更に関する条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向け地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題となるおそれが強い、との指摘もなされている。

特に、仕向け地変更の必要性・合理性が認められる場合としては、船陸整合性等の安全性が確保されていること、仕向け地変更による追加コストは買主が負担すること、売主の配船上も対応可能であること（年間配船計画に支障が生じないこと）といった条件が示されており、それぞれの場合において売主が仕向け地変更を拒否することには合理性が認められない場合があるとされている。現在、日本の LNG 調達における DES 契約の比率は 7 割程度であるが、今回の公取の判断は、DES 契約のあり方にも、慎重な検証と見直しを求めらるものであると考えることができる。

もう一つの課題は、今回の調査結果の実効性をどう確保していくかという点である。今

回の判断は、日本の競争当局である公取が下したものであるが、日本の LNG 調達の相手は、産ガス国の国営会社であることも多く、今回の判断がどの程度取引相手である売主に対して強制力を有するかについてはやや不透明なところがある。この点については、今後も、公取は、「独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく」としているが、現段階においては、上記のとおりまずは当事者による見直しと、再交渉が促されている。今回の公取による判断は、長らく LNG 市場においてはある種の「常識」とされてきた前提を覆すという性格を有している。従って、その判断が示す方針の実現には、まずは、今後の当事者の取組みを要するのであって、相応の時間がかかることは覚悟しておく必要がある。

おわりに

市場における取引条件は、売主と買主の交渉の結果で決まる以上、その市場における需給状況が売主と買主のどちらにとって優勢なのか、言い方を変えれば、市場の状況が売り手市場なのか買い手市場なのかという要因によって大きく左右される。現在、国際 LNG 市場は供給超過の状態にあり、実際の LNG 取引の交渉現場では、今回の公取による調査結果を待つことなく、仕向け地の制約やその他の諸制約についても、徐々に柔軟化する傾向がみられている模様である。

しかし、こうした傾向はあくまで、現下の市場の需給環境によって実現しているものであり、市場の需給環境が変われば、その交渉の内容も、今のものとは全く異なった内容となろう。その意味で、今回、日本の競争当局である公取が、正式にこれまでの LNG 取引慣行における違法性を指摘したことの意義は大きい。今回の公取による判断は、市場の需給状況がどうであれ、今後もずっと参照され続けていく材料になるからである。

柔軟で流動性の高い LNG 市場の創出が今後の日本の LNG 調達にとって死活的に重要な目標であることには変わりなく、今回の公取の調査結果は、間違いなくその流れをさらに加速させる効果をもたらす。政府・民間の LNG 関係者が今後、今回の公取の調査結果を最大限活用していくには何が必要なのか、その実現に向けた知恵と努力が今問われている。

以上

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp